

議案第105号

新座市情報公開・個人情報保護審査会条例及び新座市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

(新座市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 新座市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成8年新座市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 新座市情報公開条例(平成13年新座市条例第4号)第17条第1項並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項及び新座市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年新座市条例第___号)第45条の規定に基づく諮問に応じて審査するため、新座市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報</u></p> <p>(2) <u>新座市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号アに規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第42条第1項に規定する利</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 新座市情報公開条例(平成13年新座市条例第4号)第17条第1項及び新座市個人情報保護条例(平成16年新座市条例第22号)第39条第1項の規定に基づく諮問に応じて審査するため、新座市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「保有個人情報」とは、<u>新座市個人情報保護条例第23条第1項、第31条第1項又は第37条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報</u>をいう。</p>

用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

3 この条例において「実施機関」とは、新座市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関、新座市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新座市条例第_____号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。

（新座市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第2条 新座市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成8年新座市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>新座市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新座市条例第_____号）及び新座市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年新座市条例第_____号）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、新座市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、<u>実施機関（公開条例第2条第1項に規定する実施機関、新座市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。第2号及び第7条において同じ。）</u>の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公開条例、新座市個人情報の保護に関する法律施行条例及び新座市議会の個人情報の保護に関する条例の規定により、実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び新座市個人情報保護条例（平成16年新座市条例第22号。以下「保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、新座市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、<u>公開条例第2条第1項及び保護条例第2条第1項に規定する実施機関</u>の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公開条例及び保護条例の規定により、実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(新座市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に新座市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新座市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の新座市個人情報保護条例（平成16年新座市条例第22号。次項において「旧個人情報保護条例」という。）第39条第1項の規定により諮問された場合における第1条の規定による改正前の新座市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査及び答申については、なお従前の例による。
(新座市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第7条第2項第5号若しくは第3項、第13条第2項第5号若しくは第5項、第15条第2号又は第43条第2項の規定により諮問された場合における第2条の規定による改正前の新座市情報公開・個人情報保護審議会条例に規定する審議及び答申については、なお従前の例による。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。